

第2次教育振興基本計画の

令和4年度事業計画まとまる

「東久留米市第2次教育振興基本計画」（計画期間は令和元年度～5年度）に掲げられた、四つの柱ごとの教育施策を推進するため、教育委員会では例年、年度の事業計画を策定しています。今号では折り返し時点を超え、令和4年度の主な事業を1面から2面にかけて紹介いたします（スペースの都合により事業名をまとめるなど編集してあります）。詳しくはホームページ、または教育総務課のカウンターに配架している事業計画などをご覧ください。

1 人権尊重と健やかな心と体の育成

個性を認め合う教育の推進

◎教員の人権感覚を高めるため、担当教員を対象に研修会を実施します
 ▼子どもたちが人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつなげる人権感覚を身に付けるために、**人権尊重推進月間**（さわやか月間）の取り組みを全校で実施します
 ◎自己肯定感・自己有用感の醸成を図ります（※1）



※1 市教育委員会では、市立中学校の保護者や本人の申し出があれば、女子のスラックス着用を認めるなど、本人の人権を尊重した対応をとっています。各校の様々な取り組みは学校間で情報共有しています。

不登校問題への対応

◎不登校の児童・生徒（表1）一人ひとりに寄り添った指導を充実させ、個別支援シートを活用し、保護者との連携を図ります▼スクールカウ

ンセラーによる小学校5年生と中学校1年生を対象に、全員の面接を実施します▼子どもたち自身の困り感（※2）に応じた教育相談体制があることを周知します



※2 子どもの悩みや不安な気持ちを表すのに、教育分野でよく使われる「困り感」。大人は具体的なことに対して「困る（困っている）」と使うことが多いですが、子どもを不安や焦りをもたせ、複合的・漠然とした気持ちを独特な「困り感」と表しています。

規範意識や思いやりの豊かな心を育む教育の推進

◎保護者・地域・関係機関と連携し、社会や家庭、学校でルールを守る大切さを教え、規範意識の醸成を図ります

いじめ問題への対応

◎いじめ防止対策推進基本方針に基づいた取り組みを推進するため、全校でいじめアンケートを実施し、児童・生徒の現状を把握します▼いじめの未然防止、早期発見・早期対応やいじめの適正

な把握に向けた校内研修を実施し、いじめの解消率の改善に努めます（表2）▼全校でいじめ問題に対する子どもたちの主体的な取り組みを支援します

生涯にわたって育む健やかな体づくり

◎目標を定めて、体力づくりや基礎体力及び運動能力の向上を図る指導方法の工夫の進展を検証します

基礎・基本的な学力を身に付け、主体的に学ぶ家庭学習の展開

◎学校給食への地場産農産物の活用を図ります▼スクールランチ方式で行っている中学校給食の内容の充実を目的として、温かいおかずの提供について調査研究します
 ◎薬物乱用防止教室や禁煙キャラバン、SOSの出し方に関する教育など、子どもたちの発達段階に応じた、心身の健康の保持増進に関する指導の工夫を進めます
 ◎健康相談・保健指導を重視して、学校保健部会を定期開催し、養護教

〈表1 小・中学校における不登校発生状況〉

	不登校児童・生徒数		学校復帰率
	小学校	中学校	
平成29年度	62	7	11.3%
平成30年度	66	20	30.3%
令和元年度	81	30	37.0%
令和2年度	121	32	26.4%
令和3年度	91	24	26.4%
平成29年度	118	12	10.2%
平成30年度	116	33	28.4%
令和元年度	147	28	19.0%
令和2年度	148	50	33.8%
令和3年度	174	62	35.6%

※資料 個別支援シート一覧表

〈表2 小・中学校におけるいじめの発生状況〉

	認知件数	解決が図れた件数		解消率
		小学校	中学校	
平成29年度	386	360	93.3%	
平成30年度	1,272	1,189	93.5%	
令和元年度	1,289	1,061	82.5%	
令和2年度	1,351	733	54.3%	
令和3年度	879	685	77.9%	
平成29年度	90	83	92.2%	
平成30年度	85	78	91.8%	
令和元年度	153	134	85.5%	
令和2年度	52	46	88.5%	
令和3年度	75	57	76.0%	

※資料 いじめ指導管理一覧表

（今号の主な内容）1～2面は「第2次教育振興基本計画・令和4年度事業計画」、3面は市立学校の取り組み、4面は新しい教員を迎えるなどを紹介します。

論を中心感染症対策事例や健康相談事例を共有し、指導の充実を努めます

2 確かな学力の育成

◎がんについて正しく理解し、健康や命の大切さを主体的に考えることができるよう、「がん教育」を推進します
 ◎ICT機器を活用し、子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」や、互いに教え合い学び合う「協働学習」など多様な指導方法の工夫を進めます
 ◎小・中学校の教員が学習指導面や生活指導面での情報を共有し、相互の連携を強化します
 ◎家庭学習の習慣化を図るため、家庭学習の促し方を学校間で共有します（※3）▼必要な場合、タブレット端末を家庭でも活用し、様々な家庭学習を取り組めるようにします

◎学習指導の成果と課題を明確にして授業改善推進プランを作成し、基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得できる授業への改善を図ります▼習熟度別指導などにより、反復学習や前学年までの内容に立ち戻って基礎・基本の学習の徹底を図ります

※3 小学1年生から3年生までの子どもの家庭学習について民間企業が調べたところ、コロナによる保護者の在宅勤務が増えたことで、平日の家庭学習の開始時刻を把握している親は53.3%と、2年前より約5%増えたそうです。しかし、勉強時間については思っていたより少ないと親が気がついたのではないかと、とも分析されています。

◎魅力的な学校図書館づくりに向け、全小・中学校に学校司書を配置します▼「第三次子ども読書活動推進計画」に基づき、不読者層の解消に向けた取り組みを全校で推進します

◎日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成
 ◎日本の伝統と文化を積極的に取り入れた授業を行い、地域の伝統・文化を守る方との交流を通して、自国や地域の伝統と文化の理解を図る活動を進めます
 ◎全小・中学校にALT（外国語補助指導員）を配置し、児童・生徒に生きた英語に接する機会や異文化理解を促し、国際感覚を醸成する取り組みを積極的に推進します
 ◎タブレット端末を活用して英語教育の多様な活動ができるよう教育環境を整備します
 ◎学習活動の中で対話的な学習活動を積極的に取り入れます

3 信頼される学校づくり

学校組織の機能強化

◎各種の学校評価調査を活用した授業改善のサイクルを全校で確立し、5月までに結果と多面的な改善策を学校便りや学校のホームページにより、保護者や地域に公表します

◎学校経営の機能強化、分掌事務の改善や校務支援システム導入による校務の効率化などの校務改善を推進します
 ◎教員の資質・能力の向上
 ◎教員の指導力向上を図るため、授業改善研究会の内容を充実させて教員一人ひとりの指導力を向上します

教育センターの機能の充実

◎多角的に児童・生徒、教員、保護者を支援するため、学校支援や教育相談、児童・生徒支援の各機能を整備・強化します▼教育相談員やスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒の個々のケースに応じて迅速に対応します

特別支援教育の充実

◎「市第2次特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育の充実を図ります
 ◎個に応じた就学の推進（2面に続く）

令和4年度一般会計 歳入歳出予算まとめ

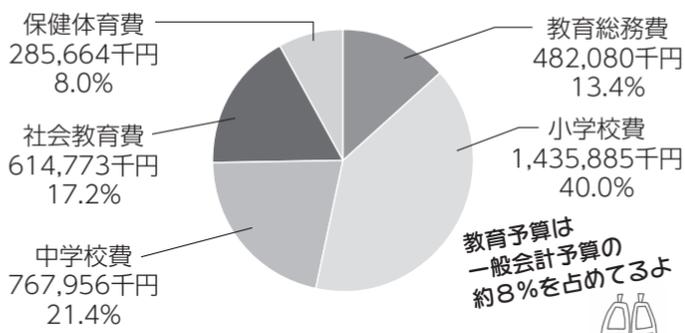
令和4年第1回市議会定例会において、令和4年度一般会計歳入歳出予算450億3,600万円（前年度比0.5%増）が成立しました。

4年度は「第5次長期総合計画」に掲げるまちの将来像「みんないきいき活力あふれる湧水のまち東久留米」を目指した施策の推進とともに、市長が所信表明で示しているこれからの50年間の基礎づくりに向け、公共施設マネジメントの推進、デジタル化の推進及び子どもへの投資などに予算が措置されています。

そのうち、教育委員会が所管する取り組みには、第5次長期総合計画基本構想・基本計画に掲げる基本目標の一つである、「子どもの未来と文化をはぐくむまち」に基づき、35億8,635万8千円の当初予算が組まれました。

その内訳は小学校及び中学校に係る学校教育全般の経費として61%、生涯学習全般に係る経費として25%が充てられています。

令和4年度一般会計（教育費）当初予算



主なものは次のとおりです

《学習環境》学習者用コンピュータフィルタリングソフト導入（小学校・中学校）11,405千円▼モバイルルーター貸出（小学校・中学校）2,646千円

《学校施設》小中学校施設維持管理事業（学校用務委託）63,959千円▼小学校改修事業（第五小学校普通教室整備実施設計委託）10,505千円▼小学校改修事業（第九小学校東校舎棟中規模改造工事実施設計委託）8,501千円▼中学校改修事業（東中学校西校舎棟中規模改造工事実施設計委託）8,501千円▼中学校改修工事（東中学校西校舎棟屋上防水工事）16,902千円

《給食》小学校給食配送事業（親子給食組替）47,459千円

《教育相談事業》カウンセリングを行い問題の解決を図る専門相談員の任用26,761千円▼スクールソーシャルワーカー配置事業7,967千円（うち都費3,957千円）

※数値は変動している場合があります。

単年度事業の評価は毎年実施しています

全ての教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等により、教育委員会の権限が及ぶ事務事業について点検評価を行い、議会に報告し、公表することが義務づけられています。これにより、市教育委員会では毎年度策定している「事業計画」を評価の対象としています。翌年度に「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」としてまとめ、内部評価に加え有識者による評価も行うことで評価の精度を高め、翌年度の事業計画の内容や予算編成に反映することができ、本市の教育行政の着実な推進に役立てています。なお、令和3年度には、4年度以降から実施する評価のシートのうち内部評価の項目を改め、事業の目標の達成度をより詳しく評価できるように改めました。報告書の詳細は、ホームページまたは市政情報コーナーや教育総務課等に配架している冊子等をご覧ください。詳しくは教育総務課庶務係 ☎042・470・7775へ。

詳しくは教育総務課庶務係 ☎042・470・7775へ。

し、子どもたちや市民を対象とした、昆虫標本などの企画展示や講座を実施します

●「東久留米市歴史ライブラリー」シリーズの第4巻「東久留米の近代歴史文書」（仮称）を刊行します

●市民スポーツの振興

●市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実、指定管理者及び体育協会と共に努めます

●「市町村ポッチャ」など、障害者スポーツの教室事業などを開催し、市民スポーツの普及啓発に努めます

●小学生を対象として継続した運動に取り組むきっかけづくりや、運動能力の向上に資する事業を推進します

●スポーツ健康都市宣言により、庁内及び関係機関等と連携して、運動や健康に関するイベントを実施します

●スポーツ環境の整備

●施設の適正な維持管理や長寿命化促進のため、施設等のメンテナンス及び計画的修繕を実施していきます▼指定管理者による良質な自主事業の提供や、民間のノウハウを生かした安全で安定的な施設管理を行います

●市民スポーツの普及や指導を行うスポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します

●保護者と連携し、障害のある子どもたちの登下校の安全体制を構築します

●特別支援教育に関わる教員の専門性を高めるため、研修の充実を図ります▼専門家で構成する



（1面から続く）

進を図るため、就学支援シートや学校生活支援シートを活用し、未就学段階から中学校卒業までを一貫して見守る体制の整備を進めます▼小学校から中学校、在籍学級から特別支援学級等への円滑な接続を図るため、就学相談判定会を入級予定校で開催し、一人ひとりの学習指導の状況を共有します

●地域や保護者と連携した防災教育を行うため、東京都教育委員会発行の指導資料等を活用し、児童・生徒の防災意識を高め、毎月実施する避難訓練の内容を充実し、地域団体等と連携

●全校で地域や外部人材を生かした体験的な学習活動を実施します

●安全・安心な学校づくり

巡回相談チームによるクラス巡回を行います▼在籍学級と特別支援学級の連携を充実します

●外国につながる児童・生徒の支援には、タブレット端末の機能を効果的に活用して学習支援を行うなどするほか、民生児童委員や各種ボランティア団体との連携を図ります▼日本語を未習得の児童・生徒のための日本語指導を実施します

●35人学級の実施に対応するため、普通教室等の整備を行います

●児童・生徒数の将来推計や地域の状況などを

※4 4年度末のトイレ洋式化の整備目標は約75%。前年度末から4・5%の増を目指します

した防災訓練への児童・生徒の参加を奨励します

●安全な通学路確保のため、「市通学路交通安全プログラム」に基づき通学路点検を実施し、必要対策を行います

施設環境整備の推進と学校の適正規模・適正配置の検討

●「市施設整備プログラム」に基づき、学校施設の老朽化に対応する改修を実施し、特別教室へのエアコン設置及びトイレ改修に取り組みます（※4）

●市及び生涯学習センターのホームページや、生涯学習事業を一括掲載

※5 詳しい活動内容は、4月に発行された「市民大学中期コース 学びを通して暮らしと文化を高めよう」（令和3年9月・12月）の報告書をご覧ください。

注視し、必要に応じて対応を検討します

4 生涯学習社会の構築

生涯学習

学習・交流の機会の提供と環境の整備

●生涯学習活動の拠点である「生涯学習センター」は指定管理者の活用を図り、より利用しやすい施設になるよう協議してまいります▼指定管理者の制度の特性を生かした市民の自主的活動のサポートや、良質なホール事業、講座事業を提供します

●関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集

●図書館利用に障害のある人も含め、誰もが利用できる図書館サービスを提供します

したカレンダー、さらに指定管理者発行の「まろにえ通信」により、広く情報提供を行ってまいります

地域教育力の再構築と地域課題の解決

●小・中学生を対象とした体験型事業を指定管理者、文化協会等と共に推進し、子どもたちの可能性を伸ばせるよう努めます

●市民大学事業（中期及び短期コース）に市民ニーズを反映させた拡充に努め、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう支援してまいります（※5）

●関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集

●図書館利用に障害のある人も含め、誰もが利用できる図書館サービスを提供します

事業を実施してまいります（令和3年度から新たな運営方法により全校で実施）

図書館

図書館サービスの充実

●生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ、広範な世代の情報リテラシー支援や情報へのアクセスの機会を提供します

●収集方針に基づき多様な資料を収集・保存します。媒体の変化に伴う資料提供と保存を検討します

●図書館利用に障害のある人も含め、誰もが利用できる図書館サービスを提供します

●市民交流と読書推進の場として、図書館を知り・楽しみ・共に考える「図書館フェス」を継続して実施します

●目指すべき図書館像の実現に向け、市と指定管理者との役割を踏まえ

効率的で持続可能な図書館運営の推進

及び提供を行います

●市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業「語ろう！東久留米」を継続し、記録冊子を発行します

●「第三次子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動を推進します▼読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みを実施します

●学校と連携し、児童・生徒の読書活動を支援します

●郷土資料室等を利用

●無形民俗文化財の継承のため、お囃（はや）子の太鼓や衣装の修繕費の補助等に努め、国や都の補助金の活用等を調査します

新たな運営形態による事業を実施します（※6）

※6 中央図書館は昨年度に大規模改造工事が完了しました。1階は指定管理者の運営による一般図書の貸出業務を、2階の調査・資料室は市が運営し、地域資料や行政資料を整備し、調べものの支援を行っています。

文化財

文化財の保護と活用

●文化財保護意識の普及や郷土への関心と理解を深めるため、ホームページの充実や文化財説明板の設置及び説明板の補修を行います▼古文書や民具等の文化財の調査・研究を推進します

●スポーツ健康都市宣言により、庁内及び関係機関等と連携して、運動や健康に関するイベントを実施します

●小学生を対象として継続した運動に取り組むきっかけづくりや、運動能力の向上に資する事業を推進します

し、子どもたちや市民を対象とした、昆虫標本などの企画展示や講座を実施します

●「東久留米市歴史ライブラリー」シリーズの第4巻「東久留米の近代歴史文書」（仮称）を刊行します

スポーツ

市民スポーツの振興

●市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実、指定管理者及び体育協会と共に努めます

●「市町村ポッチャ」など、障害者スポーツの教室事業などを開催し、市民スポーツの普及啓発に努めます

●小学生を対象として継続した運動に取り組むきっかけづくりや、運動能力の向上に資する事業を推進します

●スポーツ健康都市宣言により、庁内及び関係機関等と連携して、運動や健康に関するイベントを実施します

●スポーツ環境の整備

●施設の適正な維持管理や長寿命化促進のため、施設等のメンテナンス及び計画的修繕を実施していきます▼指定管理者による良質な自主事業の提供や、民間のノウハウを生かした安全で安定的な施設管理を行います

●市民スポーツの普及や指導を行うスポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します

神宝小学校

人権尊重教育推進校の取り組みを通して、人権感覚を育てています

本校は通常の学級12学級、特別支援学級が情緒固定学級と知的固定学級の8学級あり、全児童数302名の学校です。

令和3年度・4年度の東京都教育委員会人権尊重教育推進校の指定を受け研究主題を「互いのよさを認め合い、輝くことができる子の育成～『かかわり合い』を通して～」とし、令和3年度は道徳科と特別活動を中心に置きながら、学校の様々な教育活動を通して人権教育のあり方を研修し、人権意識や自尊心を高めるための取り組みを全校で実践してきました。

日常的な指導として、人との関わり合いを通して基本的な生活習慣や自立心、社会規範を守る態度など、豊かな人間関係を築いていく心を育成する「たてわり班活動」「あいさつ隊」「ペア学年による交流学習」を行ってきました。また、行事を通して互いのよさを認め合うために「頑張り・励ましのお手紙プレゼント」を行いました。他にも自尊感情測定尺度(東京都版)の測定から児童の実態を把握し、個に応じた指導も行いました。人権尊重教育に関する児童の作品例は、①人権ポスター「だいじょうぶしんぱいしないで」「みんな同じ。みんな平等」、②人権作文「感染病による差別」「おもいこみでできるかべをなくすために」、③人権標語「思いやり ずっと仲良く 友達だ」「じょうだんだん と思っているのは自分だけ」。そのほか、④各学年では人との関りの中で嫌な、つらい思いをする人がいない神宝小学校をめざして、標語も作っています。1年生「なかまはずれ だめだよ みんなで なかよくね」「えがお なかよし たすけあい」、2年生「ことばづかいに気をつけよう」「いじめはやめよう きずつけるからいけないよ」、3年生「思いやり みんなが仲良く やさしい学校」「おもいやり メリハリつけよう いいクラス」、4年生「いじめだめ やさしくしよう 思いやり」「やめようよ いじめをなくし 笑顔をふやせ 神宝小」、5年生「思いやり ずっと仲良く友達だ」「なくそう言葉の暴力 ふやそう言葉の恩返し」、6年生「思いやり 相手の気持ちよりそって」「いじめはね 深く残るよ 黒いさず」などです。

教科等の指導では、「各教科・総合的な学習の時間で、児童一人ひとりのものの見方や考え方を育て、基礎学力の定着と伸長を図る。児童一人ひとりの個性を生かし、学ぶ意欲・思考力・判断力・表現力等を育て、問題解決能力を培う。体験活動を通して、人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育てる」などに取り組んできました。「特別の教科道徳」では、他者の気持ちや立場を思いやる心、自他の生命を尊重する心、公正・公平な態度を育てることに取り組んできました。特別活動では、児童の自主的・実践的活動を促し、児童の健全な生活態度の育成を図り、思いやりのある人間関係を育成することに取り組んできました。具体例として6年生の総合的な学習の時間の中で「SDGsとは

世界中のみんなが幸せになるための目標です。」や、4年生の総合的な学習の時間や道徳の時間にコロナ感染症に関係する人々への人権的配慮について学びました。

教職員の意識向上のための研修として、人権教育に関する各種研修会や研究発表会への参加や「人権教育プログラム(学校教育編)」等を活用した校内研修会、同和問題や障害者等の、様々な人権課題についての理解を深めるための研修会、「性教育」に関する理解を深めるための研修会を行ってきました。教職員の人権感覚を育むため、4月最初の校内研究全体会では「人権教育プログラム(学校教育編)」の「見直しましょう あなたの人権感覚」や教職員のチェックポイント等を用いることで、職員

の意識付けを図ってきました。一日の終わりの生活指導に関する全職員での打ち合わせでは、各学年の課題についての共通理解をもつことで、全教職員で児童の悩みや問題行動に対し、素早く適切に対応していくことができています。これからも子どもたちのために、神宝小学校の教職員は一丸となって、子どもたちの健全な発達を促せるよう努めていきます。

市立神宝小学校長 大野 寿久



↑学級会の様子

市立学校の取り組みを紹介します

市内の小・中学校では、子どもたちが心身ともに健康で人間性豊かに育つよう、工夫を凝らした取り組みを進めています。今号では、令和3・4年度の東京都教育委員会人権尊重教育推進校の指定を受けている神宝小学校と、新学習指導要領の完全実施に向けて、学習のための評価研究の推進校の指定を受けている西中学校の取り組みを紹介します。詳しくは指導室 ☎042・470・7781へ。

「学習のための評価」を研究しました
～どうしたら上手に文章を書けるのかな～

西中学校では、令和2年度から、現行の学習指導要領を読み解きながら、評価に関する研究を行ってきました。何の評価かと言いますと、「学習のための評価」の研究です。

令和2年度の研究では、令和3年度新学習指導要領の完全実施に向け、西中学校としてどのような教育活動を行うのかを明確化し、学年集会や保護者会の場を活用し、生徒や保護者に説明を行うことができました。

その際、「西中で行う工夫」として提示したのが、①「生徒を主語」にした授業を展開する、②「到達目標」を明確にする、③教員は評価の改善を行うの3点です。

令和3年度の研究は前述の3点を踏まえた上で、学習のための評価(形成的評価)に着目し、各教科の取り組みを共有することで、教員の授業改善へとつなげることができました。

各教科の取り組みを共有した結果、生徒が自己の学習を振り返り、学力向上に向けて学習の調整を行うためには、多くの教科で、①振り返りカードを活用すること、②プリント等へのコメントを書くこと、③授業中の声掛けをすることの3点が有効であることが分かりました。

以下は、学習のための評価を取り入れた、国語科の授業例(第3学年)です。この授業では、「旅の行程やそこでの感動が読者に伝わるように表現を工夫することができる」ことを到達目標とし、修学旅行の紀行文を書きました。生徒は、まずは、頭に残っていることを書きます。「五感に関する表現が入ると効果的である」等のポイントに沿って、自分で紀行文を書いてみます。ここで1度目の評価(作品への発問・コメント)を行います。「いろいろ書いてあるけれど一番印象に残っているのは何?」のコメントを付けることで、生徒は改善の視点を



↑互いの作文を読んで評価し合う様子

を得て、自分の紀行文を推敲し直していきます。

生徒が推敲する場面では、2度目の評価(授業中の生徒への声掛け)を行います。「どんな様子?」「どうしてそう思ったの?」「他の表現は考えてみた?」などと、口頭でのやり取りを行います。生徒はこのやり取りの中で、さらに表現を具体化していく手立てを学びます。

推敲後は作品を提出し、A・B・Cで評価を行います(B評価を合格とします)。作品返却後はC評価(不合格)であればB評価(合格)になることを目標に、再提出期間(回復指導期間)を設けます。再提出期間を設けることで、生徒は自分の作品に足りなかった部分を振り返り、調整をして、より良い作品を目指します。

この授業では、提出時に「天龍寺には人が多く訪れていて、調べていた通り、鮮やかな赤と緑の景色が見られた」と抽象的な記述をしていた生徒が、再提出期間を経て、「天龍寺の法堂の天井には、調べていた通り、どこから見ても睨(にら)まれているように見える雲龍図が描かれていて、今にも飛び出してきそうに感じた」と、より具体的に記述することができるようになりました。

この研究を通して、生徒たちからは「こういう風に表現をしたいのだが、どう表現したらよいか?」という質問が多数寄せられるようになりました。また、より良い表現を目指して、生徒同士で相談し合う姿や表現の際、自分自身の語彙(ごい)では表現しきれないと判断した生徒がインターネットを活用し、類義語等を調べる姿を見ることもできました。さらに、題材が変わっても同じように評価を繰り返すことで、授業時間後に「この考え方はどうか?」という話をしに來たり、既習事項やその他の場面と関連付けて考えようとした生徒も見られるようになりました。

学習のための評価を行うことで、生徒は様々な場面で自分自身の学びを振り返る機会をつくることができました。令和4年度からは、この評価の活用場面をさらに広げ、生徒同士の学び合いを学習の改善につなげられるような授業展開の工夫を行っていきたいと思います。

市立西中学校長 藪野 勝久

教育委員会の動き

新教育長決まる

令和4年第1回市議会定例会において辞職された土屋健治教育長の後任として同意を得て、同市議会において、片柳博文教育長が就任されました。1期目の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間(残任期間)です。



片柳教育長

【略歴】練馬区立中学校教諭、豊島区立中学校教諭、東京都教育庁人事部試験室統括指導主事、東京都教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、練馬区立貫井中学校校長、東久留米市教育部参事兼指導室長(東京都教育庁主任指導主事)、目黒区立東山中学校統括校長、目黒区立第九中学校校長

教育長として 片柳 博文

この4月から、東久留米市の教育長になりました。片柳博文(かたやなぎ ひろふみ)です。私は、1984年4月に、練馬区の公立中学校の社会科教員として採用されました。育ちは練馬

区の石神井ですから、地元の学校に就職したことになります。以来、豊島区や目黒区の学校で教員として38年間勤めてきました。この間、練馬区教育委員会(地元)の役所でも勤務しましたが、2010年から3年間は、東久留米市教育部参事として本市に勤務させていただきました。当時、共に仕事をした市職員の方たちが、今では要職を占めていらっしゃるの、心強い限りです。

私が教員を目指したきっかけは、大学生の時に母に勧められて、就職課程を履修したことにあります。専攻は経済学部でしたが、追加で教職課程の単位をとらなければなりません。一大学を卒業して資格の一つもないのでは恥ずかしいのでは、「と思ったことが主な動機でした。それが、積極的に勉強に取り組みようとはしませんでした。教員免許状をとるには必修科目として、教育実習が課せられていますが、当時の実習期間は、たったの2週間でした。しかし、今思い起こしてみれば、この時の2週間がその後の人生を決めたのだと思います。実習先は地元の練馬区立中学校で、担当学年は3年生でした。中学生に教えるぐらい簡単なことだと思っていたのですが、思っていたよりも大変でした。中学時代の授業内容など

覚えてはいるはずもなく、寝る間もないほど準備に時間がかかりました。根は真面目なので(笑)一生懸命に教えていたつもりですが、振り返ってみると、授業とはとても言えない代物だったと思います。生徒たちとの関わりは実質10日間でしたが、生徒たちがとても優しく親切で、担任の先生のご指導があったとは思いますが、一人ひとりが丁寧な感想文を書いてくれました。自分では気がつかなかった実習中のエピソードのほか、授業の良かったところ、直した方がいいところなどの提案まであり、最後には「ぜひ先生になるように」と励ましの言葉まで添えてくれていました。このことは今でも強烈な印象を持って記憶しています。40年余り経った今も、子どもたちからは励まされ続けています。

さて、教育長という仕事ですが、法律が改正された2015年4月から、それまでの教育委員長と教育長が一本化される形で、議会の同意を得て首長が任命する「教育長」が設置されました。法律的には、「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する(教育委員会の会議主宰者、具体的な教育委員会事務の執行責任者、教育委員会事務局の指揮監督者)」とされています。教育委員は教育長に対するチェック機能を果たす

ため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることが出来ます。教育委員会事務局の仕事は一言でいえば教育行政全般ですが、法律では19項目定められています(公立学校その他の教育機関の設置・廃止及びその財産の管理や施設設備の整備、教育委員会及び学校その他の教育機関職員の人事、学校教育、社会教育、スポーツ、文化財の保護など)。富田市長は、「子どもが豊かに成長できるまち」を、まちづくりの柱の一つに掲げられておりますので、学校教育の一層の充実が求められます。どの子どもにも基礎学力をきちんと身に付けさせられるようにしていかなければなりません。また、学校での不適応対策を進め、全ての子どもが充実した学校教育を受けられるようにしたいものです。

さらに、東久留米市も昨年度中に、一人1台の情報端末の整備が完了しました。これからはこの情報端末の活用を中心としたICT教育の推進も進めなければなりません。教育委員会の仕事は多岐にわたっていますが、課題に対しては解決に向けて、一つ一つ着実に取り組んでまいります。私は教育長として、教育委員会では情報交換を密にして、できる限り議論を尽くしていただけるような会議を進め、教育課題の解決に努めてまいります。

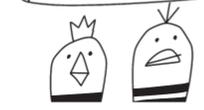
令和4年度から

市立小・中学校の土曜授業と夏季休業期間が変わります

市教育委員会では、平成28年度に、土曜授業及び夏季休業期間のあり方について見直し、中学校の夏季休業の短縮を行い、平成29年度以降は土曜授業の年間実施回数下限を定め、(原則振替休業を伴わない)、夏季休業期間の短縮を段階的に実施し、小・中学校ともに8月中、2学期を開始とし、授業時数の確保を図ってきました。しかし、都内の小・中学校では、9月1日を2学期始業式としている学校の割合が50%以上となっています。については、本市でも令和4年度から、学校ごとに土曜授業の有効な活用や朝学習等(短い時間を活用して行う指導)の活用を図り、以下のとおり実施しています。

◎小・中学校ともに夏季休業日を7月21日から8月31日まで、第2学期を9月1日から12月31日までとする ◎小・中学校ともに土曜授業は学校公開とし、年6回以上実施する(原則振替休業日を伴わない) ◎学校一斉公開日は土曜授業の回数に含め、10月の第3土曜日に実施する 詳しくは指導室 ☎042・470・7781へ。

今年の学校閉庁日は8月8日~12日。先生も休んでリフレッシュします



市立新しい教員を迎えました

文部科学省が初めて実施した調査によると、今年度、公立学校に配属される教員は「約20校に1校」で、教師不足が発生しているそうです。そんな厳しい状況ではありますが、今年度の4月に東京都公立学校の教員となり、東久留米市の学校に配属されたフレッシュな先生は27人います(敬称略・行政順)。

本市で多くの経験を培って、たくましく、大きな先生になってください。ようこそ、東久留米市へ!



夏休みが終わるころ、「学校に行きたくない」ともしったら、教育相談室の先生にお話してみよう。 ◎中央相談室(教育センター内) ☎042・473・3667 ◎滝山相談室(西部地域センター内) ☎042・475・8909